

令和5年5月26日

芦屋市長

高島峻輔様

芦屋市廃棄物減量等推進審議会

会長 井上尚之

プラスチック分別収集の実施について（答申）

令和5年5月11日付け芦市施第74号で諮問のありました標記のことについて、慎重に審議を行いましたので、下記のとおり答申します。

記

プラスチック資源循環に係る法制度（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」）の趣旨を初めとして、プラスチック分別収集に伴う“ごみ排出量削減等の効果”“処理施設の配置・建設”“発電設備の稼働”等が見込めることから、プラスチック分別収集に係る取組みは積極的に進める必要があると認識します。

なお、実施に向けては、他自治体や企業等における先進事例、技術革新等に関する動向も踏まえた研究を進め、関係所管部署との協議・調整等を十分に図り、芦屋市として効果的・効率的なごみ収集・運搬・処理に係る方法を総合的に検討すること。

加えて、プラスチック製品のリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）促進へ向けた周知啓発に関する取組みを進めること。

以上